

# 「第306回判例・事例研究会」

テーマ：任期中に株主総会の決議を得ることなく役員報酬を受けていたとして、会社から代表取締役に対する不当利得返還請求権や会社法423条1項に基づく損害賠償請求権の行使が権利濫用ないし信義則違反に該当するか否かについて

日 時	令和元年7月31日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 石田嘉奈子

## 【判例】

事件の表示	事 件 名 損害賠償請求控訴事件 判 決 平成25年12月25日／東京高等裁判所／第15民事部／判決／平成25年（ネ）4924号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● 原告会社が、過去に代表取締役であった被告に対し、被告が任期中に株主総会の決議を得ることなく役員報酬を受けていたとして、会社法423条1項に基づき、役員報酬相当額の損害賠償等請求した事案。</li><li>● 原審は、役員報酬につき実質的には原告会社の株主全員の同意があったものと同視することができるとして、請求を棄却した。これに対し、原告会社（控訴人）が控訴したのが本件である。</li></ul>
論点	任期中に株主総会の決議を得ることなく役員報酬を受けていたとして、会社から代表取締役に対する不当利得返還請求権や会社法423条1項に基づく損害賠償請求権の行使が権利濫用ないし信義則違反に該当するか否か
判旨	【論点の判断】 <u>株主総会決議を経ないで取締役の報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視できる事実が存在する場合、すなわち、株主総会決議に代わる全株主の同意があった場合には、上記（発表者注：会社法361条1項）趣旨を全うすることができ</u>

るのであるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り、当該役員報酬について、不当利得として返還請求をすることや会社法423条1項に基づき損害賠償を請求することは、権利濫用ないし信義則違反に該当するから許されないというべきである。

**【理由】**

- 会社法361条1項が、取締役の報酬等の額については、定款に定めのないときは、株主総会の決議によって定めるとし、取締役の報酬の額の決定を株主総会の決議にかからしめている趣旨は、取締役の報酬の額について、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止するために、これを定款又は株主総会の決議で定めることとし、株主の自主的な判断にゆだねているからであると解される（最高裁平成11年（受）第948号・同15年2月21日第二小法廷判決・判例タイムズ1172号96頁参照）。

**【本件についての判断】**

- 平成24年になり被告が受領した役員報酬の返還を求めることを決意したものの、平成21年9月から平成23年9月になされた被告に対する役員報酬支払について直ちに異議の申出をせず、平成23年9月事業年度においては、その支払をしたことが認められ、他方、被告は、前記（1）エのとおり、原告の経理業務のほか、ビルの管理業務を行うなどしており、その役員報酬額は、亡Bが存命中から原告の申告等に関与しているF税理士と相談して決定したものであり、その金額も毎年1000万円を超える利益が得られる原告の貸しビル業の収益状況（甲10ないし14、18、乙30ないし32）からすれば不当に高額ということもできないのであるから、上記特段の事情があったということもできない。

**【同意についての判断】**

- 平成23年9月事業年度の原告の被告に対する360万円の役員報酬の支払については株主総会決議に代わるA及びEを含む全株主の同意があったものといえるし、その他の事業年度における原告の被告に対する役員報酬の支払についても、A及びEは、その役員報酬が支払われた当時は、いずれも株主総会の不開催に異議も述べない経営に関心のない株主であり、実質的な株主とはいえないし、A及びEはいずれも原告において株主総会を開催することなく一定の役員報酬が支払われていたことを認識し、これを許容していたといわざるを得ないのでから、実質的には、原告の株主全員の同意があったものと同視することができるといえる。